

成年後見制度支援信託

成年後見制度支援信託・成年後見制度支援預貯金は、家

す。庭裁判所が管理するもので

法定後見制度の後見類型のみが利用できる制度です。本人の財産のうち、日常生活に必要な金銭のみを預貯金等として後見人が管理し、通常使⽤しない金銭は信託財産または特別な預貯金として金融機関が管理します。

金融商品ですので、費用や手続き後の税について確認しておくことが重要です。後見制度と異なり家族信託に身上保護は無く、成年後見制度と家族信託の併用も選択肢となります。

公正証書遺言は本人の意向をもとに公証人が作成、公証役場に原本が保存され改ざんのリスクがありません。死後、検認が不要で直ちに遺言を執行できますが作成に費用がかかります。



くことが必要です
講演の資料に使われた公益
社団法人成年後見センター・
リーガルサポートの小冊子
「いつも、あなたのそばに。
（改定版）」が無料でダウン
ロードできますのでご覧下さ
い。
(小川弘子)

令和2年から全国の法務局で「自筆証書遺言書保管制度」が開始しました。三九百円の費用で遺言者本人が法務局に保管を申請できます。改ざん・紛失のリスクが無く、検認手続きも不要で死亡した場合、遺言書を保管している旨、特定の人に通知されます。遺言書の内容についておは関知しないため確認しておくことが必要です。

自筆証書遺言は自分で手軽に書けますが、法律上有効となる要件を満たし得な内容

權利擁護講

受講者の声

外部研修会に参加して
身元保証等について（

証人にはなれませんが、緊急連絡先になり利用料の支払いが支援できる事を説明し、入

令和5年10月26・27日に
行われた権利擁護講座のアン
ケートの一部をご紹介します

令和5年11月22日多摩南

〔任意後見制度について〕

権利擁護の取り組み」として、(身元保証等高齢者サポート事業)について、調布市及び

・もつと広まって欲しい。
【法定後見制度について】
今後のことを心配する人は

告がありました。

増えるように思います。
・申立事務をしていたので知識はありましたがあ、再確認で

があるうちに支援方法を決め
て社会福祉協議会と契約して

【実際の活動内容について】
・責任重大だと思いました。

② ① 見守りサービス
入院・入所手続き及び金
銭管理

【講座全体について】
を構築しながら支援にあたりたいと思います。

高齢化が進み、親族が近隣にいない高齢者が増加してい

がどうございました。

保証人がいないために入院・入所を断わられるケースが多く、解決策となる一つの事業

【南のかぜに期待する事】

解決策になる一つの事業であると考えます。

つてきていると思います。今後は「親族後見人支援」等で住民同士への周知ができたらと思います。

て、被後見人等の方の入院・入所に際して身元保証人になる事を求められることがあります。成年後見人等は身元保